

## 八千代市広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、八千代市有料広告取扱要綱第11条の規定により、市が発行する印刷物、市のホームページその他市の資産で広告を掲載することが可能なもの（以下「広告媒体」という。）に有料で広告を掲載する基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(基本的な考え方)

第2条 広告媒体に掲載する広告は、広告媒体の品位を汚すことがなく、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、当該広告の表現は、広告媒体にふさわしい信用性と信頼性を保てるものでなければならない。

(規制業種又は業者)

第3条 次に掲げる業種又は業者の広告は、広告媒体に掲載しないものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で規制される業種、その他これに類するもの
- (2) たばこ製品に係るもの
- (3) 公営を除くギャンブルに係るもの
- (4) 貸金業、投資業又は商品先物取引業に係るもの
- (5) 法律の定めがない医業類似行為（整体、カイロプラクティック、エステティック等をいう。）を行うもの
- (6) 規制の対象となっていない業種であっても、社会問題を起こしている業種又は業者
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てがあるもの
- (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てがあるもの

2 広告を掲載しようとする業者並びにその使用人等が、贈賄及び業務上の過失等による容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときは、市長は、12月以内の期間において、その業者の広告を広告媒体に掲載しないことがある。

- 3 第1項の規定による規制の対象となった業者による同項の業種以外の広告は、この基準に定められた規制の範囲内でその掲載を認めることができる。  
(掲載基準)

第4条 次に掲げるものは、広告媒体に掲載しないものとする。

(1) 次のいずれかに該当するもの

- ア 人権侵害、名誉毀損又は各種差別的な表現をしているもの
- イ 法律で禁止されている商品、無認可商品、粗悪品等の不適切な商品又はサービスを提供するもの
- ウ 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
- エ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
- オ 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
- カ 非科学的又は迷信に類するもので、惑わせたり、不安を与えるおそれがあるもの
- キ 国内世論が大きく分かれているもの
- ク 市の広告事業の円滑な運営に支障を来すもの
- ケ 市の業務に不利益を及ぼすおそれがあるもの

(2) 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

- ア 誇大又は他と比較して優良であると表現をしているもの
- イ 射幸心を著しくあおる表現をしているもの
- ウ 広告の目的や内容が不明確なもの
- エ 根拠のない表示、実績又は誤認を招くような表現をしているもの
- オ 商品、材料及び機材の売付けや資金集めを目的としている疑いのあるもの
- カ 容易さ及び安価さを強調する表現をしているもの
- キ 債権の取立て、示談の引受け等を表現したもの
- ク 市が商品、企業等を推奨していると明らかに誤認させるもの

(3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

- ア 売春等の勧誘又はあっ旋の疑いのあるもの

- イ 裸体の写真及びイラストなど、性に関する表現をしているもの
- ウ 暴力又は犯罪を肯定し、又は助長するような表現をしているもの
- エ 残酷な描写等善良の風俗に反するような表現をしているもの
- オ 未成年の喫煙、飲酒等を誘発し、又は助長するような表現をしているもの

(広告表示内容に関する個別の基準)

第5条 具体的な表示内容等については、掲載の都度、当該広告を所管する所属長が次の各項目に定める業種ごとの基準に基づき、掲載の可否及び表示内容等を審査する。

(1) 人材募集広告

ア 人材募集に見せかけて、売春等の勧誘やあっ旋の疑いのあるものは認めない。

イ 人材募集に見せかけて、商品・材料及び機材の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。

(2) 語学教室等

安易さや授業料・受講料の安価さを強調する表現は使用しない。

(3) 学習塾・予備校等（専門学校を含む。）

ア 合格率など実績を載せる場合は、実績年も併せて表示する。

イ 上記実績は、確実な証拠資料に基づかなければならない。

ウ 通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実態、内容、施設が不明確なものは掲載しない。

(4) 外国大学の日本校

当該大学は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学でない旨を明確に表示すること。

(5) 資格講座

ア 民間資格を国家資格であるかのように誤認させ、又は当該資格の取得者を置かなければならないという誤解を招くような表現を使用しない。

この場合において、当該資格が国家資格でない旨を明確に表示すること。

イ 講座を受講さえすれば、国家資格が取得できるといった誤解を招くような表現は使用しない。この場合において、当該資格取得には別に国家

試験を受ける必要がある旨を明確に表示すること。

ウ 資格講座の募集に見せかけて、商品若しくは材料の売りつけ又は資金集めを目的としているものは掲載しない。

エ 受講費用がすべて公的給付でまかなえるかのように誤認される表示はしない。

(6) 病院，診療所及び助産所

ア 医療法（昭和23年法律第205号）第6条の5又は第6条の7の規定により広告できる事項以外は，一切広告できない。

イ 提供する医療の内容が他の医療機関等と比較して優良である旨を広告してはならない。

ウ 提供する医療により，疾病等が完全に治癒する等その効果を推測的に表示してはならない。

エ 写真については，当該医療機関が保有している医療設備，機器の写真等その他医療に密接に関わるものは広告できない。

オ マークを表示することは可能であるが，必ず文字を併記しなければならない。また，赤十字のマークや名称を自由に用いることはできない。

(7) 施術所（あん摩マッサージ指圧，はり・きゅう及び柔道整復）

ア あん摩マッサージ指圧師，はり師，きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第7条又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第24条の規定により広告できる事項以外は，一切広告できない。

イ 法定の施術所以外の医療類似行為を行う施設（整体院，カイロプラクティック，エステティック等）の広告を掲載することはできないため，業務内容の確認は必ず行う。

(8) 薬局，薬店，医薬品，医薬部外品，化粧品，医療用具（健康器具，コンタクトレンズ等）

広告を掲載する事業者が，業者所在地を所管する地方自治体の薬務担当課で広告内容についての了解を得ること。

(9) 健康食品，保健機能食品及び特別用途食品

広告を掲載する事業者が，業者所在地を所管する地方自治体の薬務担当課及び食品担当課並びに公正取引委員会で広告内容についての了解を得る

こと。

(10)介護保険法に規定するサービスその他高齢者福祉サービス等全般（老人保健施設を除く。）

ア 介護保険の保険給付対象となるサービスとそれ以外のサービスを明確に区別し，誤解を招く表現を用いないこと。

イ 広告掲載主体に関する表示は，法人名，代表者名，所在地，連絡先，担当者名等に限る。

ウ その他サービスを利用するに当たって，有利であると誤解を招くような表示はできない。

(11)有料老人ホーム

前号に規定するもののほか，

ア 厚生労働省「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」に規定する事項を遵守し，同指針別表「有料老人ホームの類型及び表示事項」の各類型の表示事項はすべて表示すること。

イ 所管都道府県の指導に基づいたものであること。

ウ 有料老人ホーム等に関する不当な表示（平成16年公正取引委員会告示第3号）に抵触しないこと。

(12)有料老人ホーム等の紹介業

ア 広告掲載主体に関する表示は，法人名，代表者名，所在地，連絡先，担当者名等に限る。

イ その他利用に当たって有利であると誤解を招くような表示はできない。

(13)不動産事業

ア 不動産事業者の広告の場合は，名称，所在地，電話番号，認可免許証番号等を明記する。

イ 不動産売買又は賃貸の広告の場合は，取引様態，物件所在地，面積，建築年月日，価格，賃料，取引条件の有効期限を明記する。

ウ 不動産の表示に関する公正競争規約（平成17年公正取引委員会告示第23号）による表示規制に従う。

エ 契約を急がせる表示は掲載しない。

(14)弁護士，税理士，公認会計士等

掲載内容は名称，所在地及び一般的な事業案内等に限定する。

(15) 旅行業

ア 登録番号，所在地及び補償の内容を明記する。

イ 行程にない場所の写真の掲載等の不当表示に注意する。

(16) 雑誌，週刊誌等

ア 適正な品位を保った広告であること。

イ 公の秩序又は善良の風俗に反する表現のないものであること。

(17) 映画，興業等

ア 暴力，とばく，麻薬，売春等の行為を容認するような内容のものは，掲載しない。

イ 性に関する表現で，扇情的，露骨及びわいせつなものは掲載しない。

ウ その他青少年に悪影響を与えるおそれのあるものは掲載しない。

エ 年齢制限等，一部規制を受けるものは，その内容を表示する。

(18) 占い，運勢判断等

ア 掲載内容は，名称，所在地及び一般的な事業案内等に限定する。

イ 占いや運勢判断に関する出版物は，その都度判断する。

ウ 料金や販売について明示する。

(19) 結婚相談所及び交際紹介業

ア 結婚情報サービス協議会に加盟し，その旨を明記すること。この場合において，事業者は加盟証明を提出すること。

イ 掲載内容は，名称，所在地，一般的な事業案内等に限定する。

(20) 調査会社，探偵事務所等

掲載内容は，名称，所在地，一般的な事業案内等に限定する。

(21) 労働組合等一定の社会的立場と主張を持った組織

ア 掲載内容は，名称，所在地，一般的な事業案内等に限定する。

イ 出版物の広告においては，主張の展開及び他の団体に対して言及（批判，中傷等）するものは掲載しない。

(22) 募金等

厚生労働大臣又は都道府県知事の許可を受け，かつ，その旨を明確に表示していること。

(23) 質屋，チケット等の再販売業

ア 個々の相場，金額等の表示はしない。

イ 有利さを誤認させるような表示はしない。

(24) トランクルーム

国土交通省の規制に基づく適正業者（マル適マーク付き）であることが必要。

(25) 貸し収納業者

倉庫業法（昭和31年法律第121号）に基づくトランクルームでない旨を明確に表示すること。

(26) ダイヤルサービス

ダイヤルQ2その他ダイヤルサービスについては，内容を確認の上，判断する。

(27) 宝石の販売

虚偽の表現のないものであること。（公正取引委員会に確認するものとする。）

(28) アルコール飲料

未成年者の飲酒禁止の文言を明確に表示すること。

(29) 規制業種の企業による規制業種に関するもの以外の内容の広告

本基準第3条に定める規制業種に該当する企業による，規制業種に関連するもの以外の内容の広告については，本基準に定められた規制の範囲内でその掲載を認めるものとする。

(30) その他

表示等については次の事項に注意すること。

ア 犯罪被害者（特に性犯罪や殺人事件の被害者）の人権及びプライバシーを不当に侵害するような表現がないものであること。

イ 犯罪事実の報道の見出しについて，残虐な言葉やセンセーショナルな言い回しを避け，不快の念を与えないものであること。

ウ 未成年，心身喪失者などの犯罪に関連した広告において，氏名及び写真，原則として表示してはならない。

エ 割引価格を表示する場合は，対象となる元の価格の根拠を明示するこ

と。

オ 比較広告については、根拠となる資料が必要であり、主張する内容が客観的に実証されていなければならない。

カ 無料で参加又は体験ができるものについては、費用がかかる場合があるときには、その旨を明示すること。

キ 広告主の法人格を明示し、法人名、その所在地及び連絡先を明記する。ただし、法人格を有しない団体の場合は、責任の所在を明らかにするために、代表者名も明記するものとする。

ク 肖像権及び著作権については、無断使用がないこと。

ケ 連絡先電話番号は、市外局番を含む固定電話番号とし、携帯電話、PHS及びIP電話のみでは認めない。また、通話料が発信者負担の統一番号等の場合は、着信地、通話料金等を明示させるものとする。なお、携帯電話は、プリペイド方式の契約のものであってはならない。

(広告掲載された消耗品等物品の受入れ)

第6条 本基準第2条から前条までの規定は広告掲載された消耗品等物品の受入れについて準用する。

附 則

この基準は、平成17年7月29日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年11月30日から施行する。